

研修施設の認定に関する内規

(目的)

第1条 本内規は、専門医制度に関する規則第6条及び認定臨床医の認定に関する内規第2条(2)1)に基づき、研修施設の基準並びに認定に関する手続きについて定めるものである。

(認定基準)

第2条 本医学会が認定するリハビリテーション科専門医(以下、専門医という)が指導医として常勤し、専門医制度卒後研修カリキュラムに基づき研修を行うものとする。

- 2 研修施設の資格の細目及び手続き等は、別に定める。
- 3 指導医の資格は、別に定める。
- 4 専門医制度卒後研修カリキュラムは、別に定める。

(研修施設認定)

第3条 施設認定委員会は、研修施設認定申請書類に基づき審査を行う。

- 2 理事長は、施設認定委員会が審査した研修施設に対して、理事会の議を経て研修施設を認定し、認定証を交付する。

(研修施設の資格喪失)

第4条 研修施設は、次の各号の何れかに該当する場合、施設認定委員会が審査し、理事会の議を経てその資格を喪失する。

- (1) 指導医が常勤として在職しなくなったとき
- (2) 専門医制度卒後研修カリキュラムに基づく研修ができなくなったとき
- (3) 研修施設としての資格を辞退したとき

(改 廃)

第5条 本内規の改廃は、理事会の議を経て、評議員会及び総会において承認を得ることとする。

附 則

本内規は、平成4年4月1日より施行する。

平成15年6月18日より施行する。

平成16年9月18日より施行する

平成25年11月16日より施行し、平成26年4月1日より適用する。

研修施設の認定に関する申し合わせ

1 目的

本申し合わせは、研修施設の認定に関する内規第2条第2項に基づき、研修施設の資格に関する細目及び手続きについて定めるものである。

2 研修施設の資格

研修施設の資格は、以下の各号の要件を満たすものとする。

- (1) 原則として、リハビリテーション科を診療科として標榜している。
- (2) 指導医が常勤している。
- (3) 専門医制度卒業研修カリキュラムに基づいた研修が可能である。
- (4) 原則として、リハビリテーション科病床を有していることが望ましい。
- (5) リハビリテーションに関する教育・研究活動が行われている。

3 研修施設認定申請

研修施設の認定を受けようとする機関は、以下の書類を理事長に提出しなければならない。

- (1) 研修施設認定申請書
- (2) 指導医勤務証明書
- (3) 研修施設内容証明書
- (4) リハビリテーション科カリキュラム

4 研修施設の報告義務

認定を受けた研修施設は、年1回所定の研修施設年次報告書を施設認定委員会に提出する。また、研修施設において以下の事項について変更があった場合は、その都度研修施設変更届を提出し、施設認定委員会の承認を受ける。

- (1) 指導医及び施設長の変更
- (2) その他報告を必要とする研修施設内容の変更

5 研修施設の認定取り消し

研修施設認定に関する内規第4条に定める資格喪失の該当事項とともに、次の事項に該当する場合は、理事会の議を経てその認定を取り消す。

- (1) 年次報告書の提出がなかったとき
- (2) 年次報告書の内容が、本医学会が定める専門医制度卒業研修カリキュラムを実施するための条件を十分に満たさなくなったとき
- (3) 申請または報告の内容に虚偽の記載があったとき

6 第3項と第4項に関する書式は、別に定める。

附 則

本申し合わせは、

平成15年9月27日より施行する。

平成16年9月18日より施行する。

平成18年7月22日より施行する。

平成25年11月16日より施行し、平成26年4月1日より適用する。

指導医制度に関する規則

(目的)

第1条 本規則は、定款第4条(3)に基づき、リハビリテーション医学に関する学術の進歩と医療の発展のために貢献することを目的として、日本リハビリテーション医学会指導医制度(以下、本制度という)について定めるものである。

2 本制度は、原則としてリハビリテーション科に常勤勤務し、リハビリテーション科の研修指導を行う能力がある医師を認定するものである。

(名称)

第2条 前条第2項により認定する医師の名称は、リハビリテーション科指導医(以下、指導医という)と称する。

(資格認定委員会)

第3条 認定業務を行うため、資格認定委員会を置く。

2 資格認定委員会の委員は、理事長が任命する。

3 資格認定委員会は、指導医を希望する者の資格審査を行う。

4 資格認定委員会の運営に関しては、別に定める。

(認定)

第4条 指導医は、本医学会の認定したリハビリテーション科専門医であり、第5条の規定を満たした者を本医学会が認定する。

2 指導医の認定基準は、別に定める。

3 認定は、理事長が指導医認定証を交付し、指導医登録簿に登録することによって行われる。

4 認定に関する手続きは、別に定める。

(資格審査)

第5条 指導医の認定基準を満たした者で、別に定める資格審査に合格した者とする。

(資格更新)

第6条 第4条の規定により認定を受けた者は、別に定める内規にしたがって、5年ごとにその資格を更新するものとする。

(認定の取消)

第8条 指導医が退会その他認定の条件に欠けることが生じた場合、理事長は資格認定委員会の議を経て、認定を取り消すことができる。

2 登録の抹消は、指導医登録簿の記載を抹消することにより行う。

(改廃)

第9条 本規則の改廃は、理事会の議を経て、代議員総会の承認を得ることとする。

附則

本規則は、平成25年6月12日より施行し、平成26年4月1日より適用する。

指導医の認定に関する内規

(目的)

第1条 本内規は、指導医制度に関する規則第4条に基づき、専門医制度卒後研修カリキュラムにおける指導医の資格とその認定に関する手続きについて定めるものである。

(資格)

第2条 指導医の資格は以下の条件を満たすもので、認定委員会においてその資格の妥当性を審査し、理事会の議を経て理事長が認定する。

- (1) 専門医制度に関する規則（平成15年6月18日より施行）により認定されたリハビリテーション科専門医（以下、専門医）であること。
- (2) 専門医取得後、3年以上のリハビリテーションに関する診療・教育・研究に従事していること。
- (3) リハビリテーションに関する筆頭著者である論文1篇以上を有すること。
- (4) 専門医取得後、本医学会年次学術集会、秋季学術集会、地方会学術集会またはリハビリテーションに関係する国際学会で2回以上発表していること。尚、そのうち1回以上は本医学会年次学術集会もしくは秋季学術集会であること。また1回以上は主演者であること。
- (5) 本医学会の指導医講習会を1回以上受講していること。なお、講習会の詳細は別に定める。

(申請)

第3条 指導医の認定を受けようとするものは、以下の書類を理事長に提出しなければならない。

- (1) 指導医認定申請書
- (2) 第2条(3)(4)(5)に記載された実績としての証明書類（別刷り又は写し、発表抄録写し、受講証明の写し）

(認定)

第4条 指導医の認定は、次により行う。

- (1) 認定委員会は、申請書類に基づき、指導医の資格審査を行う。
- (2) 認定は、資格審査に合格した者に対して、理事会の議を経て、理事長が指導医認定証を交付し、指導医登録簿に登録することによって行う。

(更新)

第5条 指導医の更新要件は、次のとおりとする。

- (1) 認定期間内に、本医学会の指導医講習会を1回以上受講していること。

(2) 認定期間内の診療・教育・研究活動の実績報告書を認定委員会に提出すること。

2 更新に関する手続きは、次により行う。

(1) 認定委員会は、資格更新のため、各指導医の第1項に定めた更新の要件について調査を行う。

(2) 認定委員会は、調査結果に基づき、指導医の資格更新の審査を行う。

(3) 資格更新は、審査に合格した者に対して、理事会の議を経て、理事長が指導医認定証を交付し、指導医登録簿に更新登録することによって行う。

(4) 指導医の資格更新は、毎年4月1日とする。

(5) 資格更新の期間は、認定を受けた年度の翌年度の4月1日から起算するものとする。

(猶 予)

第6条 更新の猶予については、次により行う。

(1) 次の各号に定める事由により資格更新のための実績報告書を提出できなかった場合、5年間の期間に対して、それぞれの期間猶予することができる。

1) 留学 留学期間の範囲内の期間

2) 疾病・出産等 保険医としての業務を遂行できなかった期間の範囲の期間

(2) 前号の規定により更新の猶予を受けようとする者は、指導医更新時期猶予申請書に証明書類を添えて申請するものとする。

(3) 期間は、年度(4月1日から翌年3月31日まで)を単位とする。

(喪 失)

第7条 指導医の喪失については、次により行う。

(1) 次の事項に該当する者に対しては、理事会の議を経て、指導医の認定を取り消すものとする。

1) 専門医の資格を喪失したとき。

2) 指導医の資格を辞退したとき。

3) 認定委員会による資格更新の審査で不合格であったとき。

4) 申請または報告の内容に虚偽の記載があったとき。

(2) 前号の規定に該当する者については、理事会の議を経て、理事長名で指導医資格喪失決定通知書(別紙様式)を送付する。

(書 式)

第8条 本内規に関する書式は、別に定める。

(改 廃)

第9条 本内規の改廃は、理事会の議を経て、理事長が行う。

附 則

- 1 本内規は、平成25年6月12日より施行し、平成26年4月1日より適用する。
- 2 本内規の制定に基づき、「指導責任者の認定に関する申し合わせ」（平成15年9月27日施行）は平成26年3月31日をもって廃止する。
- 3 平成26年3月31日現在、本医学会が認定している指導責任者は、この内規に定める指導医とみなす。なお、平成29年3月31日までの指導医更新者は、指導医講習会受講の必須を免除する。

附 則

本内規は、平成29年1月28日より施行する。

本内規は、令和元年9月28日より施行する。

指導医講習会に関する内規

(目的)

第1条 本内規は、指導医の認定に関する内規（案）第2条第5項及び第5条第1項に基づき、指導医講習会（以下、講習会という）について定めるものである。

(支援)

第2条 講習会は、リハビリテーション科専攻医指導に際し質の高いリハビリテーション医療に関する指導を提供できるよう支援するものである。

(目標)

第3条 講習会の目標は、リハビリテーション科専攻医指導におけるリハビリテーション医学に関する指導や研修評価の方法、チームワークやリーダーシップ能力の指導方法、基本的診察能力（コアコンピテンシー）の修練プロセスなど専攻医指導に必要な知識や技術の獲得にある。

(内容)

第4条 講習会の内容は以下に基づくものとする。

- (1) 一般社団法人日本専門医機構の定めるリハビリテーション科専門研修プログラム整備基準に準拠すること
- (2) リハビリテーション科専門医の理念や使命、指導医のあり方を示すものであること
- (3) 基本的診察能力（コアコンピテンシー）の修練プロセスなど、専攻医指導に必要な知識や技術に関するものであること

(実施)

第5条 講習会の実施は、別に定める申し合わせに従う。

附則 本内規は、平成25年7月27日より施行する
本内規は、平成28年3月19日より施行する

指導医講習会の実施に関する申し合わせ

- 1 本申し合わせは、指導医講習会に関する内規第5条に基づき指導医講習会の実施要領について定めるものである。
- 2 開催の回数・時間は以下に定めるものとする。
 - (1) 原則として、年2回学術集会において開催する。
 - (2) 1 講演は60分とし、2講演行う。
- 3 講演内容は、リハビリテーション科専門医の理念や使命、指導医のあり方や、基本的診察能力（コアコンピテンシー）の修練プロセス等、専攻医指導に必要な知識、技術などに関する講演とする。
- 4 講師資格は、専攻医指導に精通した者、リハビリテーション科指導医、大学教授またはそれに準ずるものとする。

附 則 本申し合わせは、平成25年7月27日より施行する
本申し合わせは、平成28年3月19日より施行する